

平成26年度主要な政策に係る政策評価の事前分析表

(総務省26-12)

政策 <sup>(※1)</sup> 名	政策12: 情報通信技術利用環境の整備		担当部局課室名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課 他5課室 電波部 電波政策課 移動通信課 電波環境課	作成責任者名	総合通信基盤局 電気通信事業部 事業政策課長 吉田 博史
政策の概要	電気通信事業分野における公正競争ルールの整備等により、一層の競争促進及び利用者利益を確保することでICT利用者の利便性向上を促進するとともに、引き続きブロードバンドの整備促進により情報通信基盤の利用環境の確保を図る。 また、利用者からの苦情・相談、迷惑メール対策やインターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報対策の促進、ネットワークの安全・信頼性の向上等の推進により、安心・安全な利用環境の確保を図る。これらにより、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境を実現する。				分野【政策体系上の位置付け】	情報通信 (ICT政策)
基本目標【達成すべき目標及び目標設定の考え方・根拠】	ブロードバンド化、IP化の進展による市場環境の変化を踏まえ、電気通信市場の一層の競争促進を図ることによる料金の低廉化・サービスの多様化など利用者の利便性の向上の実現、ブロードバンド基盤の整備促進による誰もがICTの恩恵を享受できる環境の実現、利用者からの苦情・相談対応等への対応、ネットワークの安全・信頼性の向上等による安心・安全なインターネット環境等を実現し、世界最高水準の情報通信技術インフラ環境を実現する。				政策評価実施 予定時期	平成27年8月
施策目標	測定指標	基準(値)	目標(値)	測定指標の選定理由及び目標(値)(水準・目標年度)の設定の根拠		
電気通信事業者間の公正な競争条件の確保等、競争政策を推進することにより、低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現すること	1 OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度あたり料金)のランキング <アウトカム指標>	1位(2012年9月時点。2013年7月公表)	25年度 1位を引き続き維持	26年度 公正な競争条件の確保等の競争政策の推進により、料金の低廉化・サービスの多様化が一層進展すると期待されることから、指標として設定。 (参考) OECD加盟国におけるブロードバンド料金(単位速度当たり) : 2位(2010年9月時点。OECD白書2011)		
	2 公正な競争促進に向けた取組状況	・平成25年9月、「電気通信事業分野における競争状況の評価2012」を公表。 ・平成26年2月、N T T東西等における規制の遵守状況等を検証し、公表。 ・モバイル接続料の算定の更なる適性の向上に向けた検討会を開催し、同報告書を取りまとめ。当該報告書を踏まえガイドラインの改正を実施。移動系通信市場における競争状況の進展の分析に必要なMVNOの現状を把握するため、省令改正を実施。  ※MVNO(Mobile Virtual Network Operator: 仮想移動体通信事業者)電波の割当てを受けてサービスを提供する電気通信事業者から無線ネットワークを調達して、独自のモバイルサービスを提供する電気通信事業者	25年度 ・電気通信事業分野における平成25(2013)年度の競争状況について、平成26年夏項目に評価を公表。 ・電気通信事業における料金政策等の調査研究を実施し、当該成果を審議会等の基礎資料等として活用するとともに、制度見直し等を検討。 ・電気通信事業の更なる競争促進に向けた制度見直し等の方向性について、情報通信審議会からの答申を踏まえ、平成26年中に結論を得る。	26年度 電気通信市場の動向調査等の結果を踏まえ電気通信事業分野の競争状況の評価を行い、競争環境の変化に応じて制度改正を行う等の公正な競争促進に向けた取組により、利用者の利便性向上の実現等が期待されることから、指標として設定。		
	3 訪日外国人にとっても使いやすいICT基盤環境の実現に向けた取組状況	・2013年6月公衆無線LANサービス提供者向けの無線LANのガイドラインを策定・公表。 ・公衆無線LANに関する諸外国の現状やICTに関する外国人旅行者のニーズ調査等を実施。	25年度 ・関係事業者等、団体等参画による無料公衆無線LAN環境整備促進に向けた推進体制を構築するとともに、先例事例の共有、エリアオーナーへの無料公衆無線LAN整備に係る働きかけを行う等、外国人旅行者の多様なニーズを踏まえた通信環境の改善に取り組む。	26年度 低廉かつ高速のブロードバンド環境を実現することは世界最高水準のICTインフラを実現することであり、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、外国人旅行者にとっても使いやすい通信環境を整備することは世界最高水準のインフラの実現につながるから、指標として設定。		
地域の特性を踏まえた高速のブロードバンド環境の整備・確保を図ること	4 超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率 <アウトカム指標>	99.9% (平成26年3月末時点) (平成26年12月1日追記)	25年度 対前年度増	26年度 超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率及び利用率は、高速ブロードバンド環境の整備・確保の進捗を測定できるため、指標として設定。 【参考】 (平成24年度値) 超高速ブロードバンドサービス世帯カバー率: 約99.4% 超高速ブロードバンドサービス利用率: 約48.1% 移動系超高速ブロードバンドサービス利用率: 約20.3%		
	5 超高速ブロードバンドサービスの利用率 <アウトカム指標>	固定系: 51.2% 移動系: 42.6% (平成26年3月末時点) (平成26年12月1日追記)	25年度 固定系・移動系合わせて年10%程度増加	26年度 (平成23年度値) 超高速ブロードバンドサービス世帯カバー率: 約97.3% 超高速ブロードバンドサービス利用率: 約44.7% 移動系超高速ブロードバンドサービス利用率: 約3.6%		

電気通信サービスの安心・安全な利用環境を実現すること	6	特定電子メール法に基づく迷惑メール対策への取組状況	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	25年度	特定電子メール法に基づく迷惑メールについて収集・分析を行い、同法に違反する疑いのある送信者に対し、行政指導等を実施。	26年度	特定電子メール法に基づく迷惑メールについての収集・分析及び同法に基づく事業者への指導等を行うことは、電子メールの送受信上の支障を防止し、電気通信サービスである電子メールを安心・安全に利用できる環境の実現に資するため、指標として設定。 【参考】 (平成25年度値) 行政指導（警告メール） 約4,000通 報告徴収 約30件 行政処分（措置命令） 7件  (平成24年度値) 行政指導（警告メール） 約5,500通 報告徴収 50件 行政処分（措置命令） 8件  (平成23年度) 行政指導（警告メール） 約5,000通 報告徴収 50件 行政処分（措置命令） 10件
	7	電気通信サービスを安心・安全に利用する環境を実現するための取組状況	・電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から課題を抽出・分析し、政策の見直し等を実施。 ・特に、スマートフォン等の利用に関する課題について研究会で検討し、提言として「スマートフォン安心安全強化戦略」を平成25年9月に公表。 ・本提言を踏まえ、平成26年2月、新たに研究会を立上げ、ICTの安心・安全な利用環境を整備するための検討を開始。	25年度	電気通信サービス利用者の苦情・相談に対応するとともに、相談内容等から電気通信サービス利用に係る課題を抽出・分析し、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し等を実施。	26年度	電気通信サービス利用者の苦情・相談対応、相談内容等からの課題の抽出・分析、電気通信サービスにおける消費者利益確保のための政策の見直し・検討等の取組は、電気通信サービスの利用者が安心・安全に利用する環境の実現に資するため、指標として設定。 【参考（各年度の相談件数）】 平成24年度：6,811件（平成25年度値は8月～9月公表予定） 平成23年度：7,873件 平成22年度：8,421件
通信機器の技術基準の適合性を確保すること等により、電気通信事業分野の安全・信頼性の向上を実現すること	8	電気通信ネットワークの安全・信頼性向上のための制度見直し等の実施	「多様化・複雑化する電気通信事故の防止の在り方に関する検討会」を開催し、事故防止の在り方等について、平成25年10月にとりまとめ。	25年度	電気通信事業法の改正等を実施。	26年度	事業者の自主的な取組による対策を基本としつつ、その取組を適切に確保する制度的枠組みを整備することは、電気通信ネットワークの安全・信頼性向上に資するため、制度見直し等の実施を指標として設定。
	9	市場調査を行う特定無線設備等の台数	108台 (平成25年度値)	25年度	90台	26年度	市場調査を行う特定無線設備等の台数、MRA国際研修会（我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会）の参加者数は、通信機器の技術基準の適合性を確保することに資するため、指標として設定。 【参考】 (平成24年度値) 市場調査機器台数：127台 ・MRA国際研修会参加者数：121人
	10	MRA国際研修会の参加者数 ※MRA (Mutual Recognition Agreement)：相手国（欧州等の外国）向けの機器の認証（機器が技術上の要件を満たしていることの検査・確認）を自国（日本）で実施することを可能とする二国間の協定	159人 (平成25年度値)	25年度	135人	26年度	(平成23年度値) 市場調査機器台数：83台 ・MRA国際研修会参加者数：93人
安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境実現に必要な情報通信技術を実現すること	11	安全運転支援のための通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルの策定 ※通信プロトコル：通信を行う際の約束事や手順	安全運転支援のための車車間通信について、電波の周波数・出力等の技術基準は策定したが、上のレイヤーの通信プロトコルである通信セキュリティ等については未検証。	25年度	安全運転支援のための車車間通信に係る通信セキュリティを検証。	26年度	安全運転支援のための車車間通信等の相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定することは、安全な道路交通社会の実現に資するITインフラ環境を実現することになるため、指標として設定。

ワイヤレスブロードバンド等の情報通信基盤の利用環境を維持・改善すること	12	ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅	約500MHz幅	22年度	2000MHz幅	32年度	ワイヤレスブロードバンド用の周波数帯域幅の増加は、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、「新サービス創出等による経済成長」、「利用者利便の増進」、「国際競争力の強化」の視点を総合的に判断等して、設定(平成22年11月)。  【参考】 610MHz幅(平成25年度値)
	13	無線通信技術の高度化等に対応した電波政策の見直し	「電波政策ビジョン懇談会」を開催し、①新しい電波利用の姿、②新しい電波利用の実現に向けた新たな目標設定と実現方策、③電波利用を支える産業の在り方について検討を開始。	25年度	電波ひっ迫解消のための電波政策の見直しの在り方について、平成26年中に結論を得る。	26年度	近年の電波利用技術の高度化、高齢化等の社会構造の変化等を踏まえ、電波政策を見直すことは、電波を利用する情報通信基盤の利用環境の維持・改善に資することから、指標として設定。
	14	第4世代移動通信システム※用周波数の割当て  ※3.9世代移動通信システム(LTE)の後継となる次世代移動通信システムであり、光ファイバ並み(最大1Gbps)の高速通信を実現可能とするもの。	第4世代移動通信システム(4G)の導入に向けて、公開ヒアリングの実施。さらに4Gを制度化する際の検討課題等について意見募集を実施。	25年度	4Gを導入するため、割当ての審査基準(開設指針)を夏頃までに策定。平成26年内に3.4GHzから3.6GHzまでの最大200MHz幅の周波数の割当てを実施。	26年度	第4世代移動通信システム用の周波数の割当ては、日本再興戦略に示されているとおり、世界最高レベルの通信インフラの実用化に資するものであり、情報通信基盤の利用環境の維持・改善に寄与することから、指標として設定。
達成手段(開始年度)		予算額(執行額)(※2)			関連する指標(※3)	達成手段の概要等(※4)	平成26年行政事業レビュー事業番号
		24年度	25年度	26年度			
(1)	電気通信事業分野における事業環境の整備のための調査研究(昭和62年度)	147百万円(118百万円)	140百万円	145百万円	1, 2, 3	ブロードバンド化の進展、サービスの多様化による市場環境の変化等に対応した規制の在り方等について検討するため、必要な調査を行う。  【活動指標(アウトプット)】 ・外部有識者から構成される「競争評価アドバイザリーボード」を開催し、調査研究等の結果を基に「電気通信事業分野における競争状況の評価」を取りまとめ公表。 ・調査研究の結果を審議会等の基礎資料等として活用し、制度見直し等の検討に資する。 【成果指標(アウトカム)】 ・規制の導入に必要な法令などの整備や電気通信サービスの健全な発展の促進等、電気通信事業分野の環境整備に資する。	0106
(2)	電気通信事業分野における消費者利益確保のための事務経費(平成6年度)	254百万円(217百万円)	285百万円	421百万円	6, 7	電気通信サービスが高度化・多様化する中、電気通信サービスの進展に対応して、安心・安全に利用できる環境を整備するため、迷惑メール対策、電気通信サービス利用者からの苦情・相談への対応、インターネット上の違法・有害情報への対応に係る相談、電気通信事業分野の消費者利益確保に向けた調査等を実施。  【成果指標(アウトカム)】 ・各相談センターの運営による情報収集や各調査研究の成果を各施策の検討に活用することにより、電気通信サービスの安心・安全な利用環境の整備を図る。	0108

(3)	電気通信事業分野における安全・信頼性確保のための事務経費 (平成12年度)	68百万円 (52百万円)	65百万円	53百万円	8, 9, 10	<p>電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図るため、情報通信ネットワークの高度化に対応した安全・信頼性対策のための調査研究や特定無線設備等の技術基準への適合性を確認する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市場調査を行う特定無線設備等の台数:90台</li> <li>・MRA国際研修会(我が国で開催される通信機器等の相互承認協定に関する研修会)の参加者数:135人</li> </ul> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電気通信事業分野における安全・信頼性の向上を図る。</li> </ul>	0110
(4)	情報通信利用環境整備推進事業 (平成23年度)	2,365百万円 (1,343百万円)	1,124百万円	1,206百万円	4, 5	<p>公共分野における利活用に資する超高速ブロードバンド基盤の整備を促進することを目的として、条件不利地域を含む地域において整備事業を行う市町村又はその連携主体に対して、その事業費の1/3(離島は2/3)を補助する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度の超高速ブロードバンドサービスの世帯カバー率:1%程度増加</li> </ul> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成25年度の超高速ブロードバンドサービスの利用率:固定系・移動系合わせて10%程度増加</li> </ul>	0111
(5)	離島海底光ファイバ等整備事業 (平成25年度)	—	—	800百万円	4, 5	<p>地方公共団体が離島の超高速ブロードバンドを実現するための海底光ファイバ等の中継回線の敷設を行う場合、その事業費の2/3を補助する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・離島海底光ファイバ等整備事業完了団体:1</li> </ul> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本事業により整備された海底光ファイバを用いて提供される広域イーサネットサービスの利用者数:4</li> </ul>	0112
(6)	電気通信消費者権利の保障等推進経費(地方) (平成22年度)	6百万円 (5百万円)	8百万円	8百万円	6, 7	<p>地域における電気通信サービスの消費者利益の確保を図るため、各地域の実情に照らし、電気通信事業者や消費生活センター等関係者との連絡会の開催、青少年のインターネットリテラシー向上のためのPTA(保護者・教職員)、自治体等の関係者間の体制の構築、e-ネットキャラバン等の周知啓発活動を実施する。</p> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域特性に応じた電気通信サービスの安心・安全な利用環境を整備する。</li> </ul>	0114
(7)	次世代ITSの確立に向けた通信技術の実証 (平成26年度)	—	—	210百万円	11	<p>実用環境を想定したテストコース等での総合検証を通じて、車車間通信技術等を活用した安全運転支援システムの早期実用化に必要な検討課題の抽出・検証を行い、実用サービスが十分機能できるよう通信の信頼性、相互接続、セキュリティ機能を確保・考慮した通信プロトコルを策定する。</p> <p>【活動指標(アウトプット)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車車間通信技術等を活用した安全運転支援システムの通信プロトコルの策定</li> </ul> <p>【成果指標(アウトカム)】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車と車、車と人等をつなぐ高度な無線通信技術を活用した安全運転支援システムの早期実用化</li> </ul>	新26-0018

政策の予算額・執行額	4,617百万円 (2,713百万円)	5,872百万円	1,562百万円	政策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称	年月日	関係部分(抜粋)
					経済財政運営と改革の基本方針2014	平成26年6月24日	第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 (2)2020オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組
					日本再興戦略	平成25年6月14日	第Ⅱ. 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 ④ 世界最高レベルの通信インフラの整備 ○ 世界最高レベルの通信インフラの実用化 ○ 料金低廉化・サービス多様化のための競争政策の見直し 二. 戦略市場創造プラン テーマ3:安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 (2) 個別の社会像と実現に向けた取組 ② ヒトやモノが安全・快適に移動することのできる社会 ○安全運転支援システム、自動走行システムの開発・環境整備
						平成26年6月24日改訂	第二 3つのアクションプラン 一. 日本産業再興プラン 4. 世界最高水準のIT社会の実現 (3)新たに講ずべき具体的施策 ④新たなイノベーションの基盤となる無料公衆無線LAN環境の整備等
					世界最先端IT国家創造宣言	平成25年6月14日 (平成26年6月24日改定)	Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組 2. 健康で安心して快適に生活できる、世界一安全で災害に強い社会 (4)世界で最も安全で環境にやさしく経済的な道路交通社会の実現 Ⅳ. 利活用の裾野拡大を推進するための基盤の強化 2. 世界最高水準のITインフラ環境の確保
観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014	平成26年6月17日	1. 「2020年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興 (2)オリンピック・パラリンピックを機に訪日する外国人旅行者の受入環境整備					

※1 政策とは、「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」(平成25年12月20日政策評価各府省連絡会議了承)に基づく別紙1の様式における施策に該当。

※2 前年度繰越し、翌年度繰越しの他、移流用増減、予備費での措置等を含む。

※3 測定指標は施策目標の達成状況が端的に分かる指標を測定しており、必ずしも達成手段と関連しないため「-」となることがある。

※4 達成手段の概要及び平成26年度における成果指標等を記載。